

令和元年6月23日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03180

研究課題名(和文) 海上犯罪に対する刑事規制のあり方と近時の動向に関する検討

研究課題名(英文) A study of criminal regulations and recent developments in maritime crime

研究代表者

北川 佳世子 (kitagawa, kayoko)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授

研究者番号：10267479

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：刑法、刑事訴訟法、国際法の分野の研究者がチームを組み、海上犯罪や海上規制のあり方に関する総合的な研究を実施した。わが国および諸外国の事例を調査、研究するとともに、海上犯罪に関する取締りの現状や海上における各種規制に関する近時の動向を調査するために海上保安庁との意見交換会を行い、海上交通センターなど海上保安庁の諸施設の視察を実施した。海上保安庁の業務説明、施設見学等の実地調査を踏まえて、最近の海上活動をめぐる問題点を分析し、海上交通管理や船舶航行規制や港湾施設の管理体制のあり方、新たな法的対応の必要性について検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

海上犯罪や様々な海事規制に関する調査・研究に、刑法学者、刑事訴訟学者、国際法学者がチームを組んで取り組んだ。海上規制に関するわが国および諸外国の事例検討を行っただけでなく、近年問題化している、尖閣諸島をめぐり、外国クルーズ船の周航に伴う問題、港湾施設の管理体制の問題、船舶輻輳海域における海上交通規制の新たな対応、大規模災害時における海上交通規制をめぐり法的対応などの新たな取り組みが必要な分野について、海上保安庁の協力も得て調査、分析を進めることができた。

研究成果の概要(英文)：Researchers in the field of criminal law, criminal Procedure, and international law have teamed up to conduct comprehensive research on maritime crime and maritime regulation. We researched the cases of Japan and other countries. In addition, we conducted exchanges of opinions with the Japan Coast Guard to investigate the current status of maritime crimes and the recent developments in various regulations at sea. We also conducted a tour of the Coast Guard's facilities, such as the Traffic Advisory Service Centers. Based on these investigations, we analyzed the problems of recent maritime activities, and examined the necessity of maritime traffic management, ship navigation regulations, port facilities management, and legal correspondence.

研究分野：刑法

キーワード：海上犯罪 海上保安

1. 研究開始当初の背景

海上犯罪とその規制に関する研究はいまだ未開拓の分野であり、その研究の難しさは、国境を越えてあるいは公海上で行われる、さらには各国の管轄権が競合する海域で行われる海上犯罪の特殊性にある。また、海上犯罪は、その動向が社会情勢に応じてめまぐるしく変化するため、それに対応した規制、法的対応措置について研究、考察をする前提として、海上犯罪の現状を的確に把握する必要がある。

2. 研究の目的

海上犯罪とその規制に関する研究を進めるにあたっては、上記の海上犯罪の特殊性から、刑法実体法に関する知見だけでなく、各国の管轄権や国際司法共助等の刑事訴訟法の知見や国連海洋法条約等の国際法の知見が必要となり、法学領域を横断する総合的考察を行うために、各法学領域の研究者の協力が重要である。そこで、本研究においては、海上警備・海上警察活動に精通した刑事法、国際法の研究者がチームを組み、協同して研究に取り組むことにした。また、社会情勢に応じてめまぐるしく変化する海上活動に対応した規制のあり方を考察する前提として、海上保安の現状を的確に把握するため、海上保安庁における海上警察・警備活動を視察、調査した上で、今後の海上規制や法的措置のあり方を検討することとした。

3. 研究の方法

以上の研究目的から、本研究においては、(1) 研究分担者による研究報告会を開催し、報告者のテーマに関して各専門の法領域に関する知見を研究分担者相互が共有するとともに、法領域をまたぐ様々な角度からの討論、検討を行った。また、(2) 海上保安庁の業務視察を行い担当官から業務説明を受けて最前線の現場の対応に関する認識を深めるとともに、海上保安実務の現場と法理論研究間の「理論と実務の架橋」の実現を図るために、海上保安官と研究分担者間で意見交換を行い、そこで得た知見を随時研究活動にフィードバックしていった。

4. 研究成果

(1) 研究報告会

研究報告とその討論会の活動は、以下のとおり実施した。

瀬田真「外国公務員の刑事管轄権からの免除 - エンリカ・レクシー号事件を素材として - 」(2015年11月21日開催)

2012年に起きた「エンリカ・レクシー号」を素材に外国公務員の刑事管轄権から免除について、その具体的な規範内容について考察した。まず、免除に関する伝統的枠組みの前提についての整理を行った。免除享有主体として、国家と個人の両方があること、そして、国家の場合には絶対免除主義から総体免除主義へと移行する流れであること、個人の場合には人的免除と事項免除の二つがあることを確認した。また、このような免除の理論的根拠について、国家免除については「対等者間に支配権無し」というローマ法の法諺に由来するものであるが、個人(外交官等)の場合には、治外法権説・代表説・機能的必要説といった学説があることも確認した。このような理論的根拠に鑑みた場合、現在、一般的に区分される、免除の文脈における民事と刑事との区別については、不透明な部分も少なくないことも分かった。確かに、刑事手続きの文脈においては、個人責任の原則があるが、何が免除され何が免除されないのかを決定する判断基準としては、実行の蓄積が多い民事手続の過程において形成されてきた基準が強く影響を与えるものと思われ、民事手続における免除が主権的行為と業務管理行為に峻別されることに鑑みれば、エンリカ・レクシー号事件におけるVPDの免除が認められるか否かは、それが主権的か業務管理的かという点で判断すべきという分析の視点が示された。

新谷一朗「『新たな衝突の危険』の法理の射程について」(2016年2月13日開催)

海上自衛隊護衛艦あたご事件第1審判決や和歌山地方裁判所平成27・3・18判決にも示される「新たな衝突の危険の法理」の意義・内容について考察した。同法理の由来は、最判昭32・2・21民集11巻2号307頁に遡り、同最高裁判決の調査官解説が「新たに衝突[の虞]を生ぜしめた側の船に避讓の義務がある」ということは、わが国のみならず英米の海運界において、古くから確立されている原則ということができる。今回の最高裁の判例も、右原則の存在を認めた上で、本件の場合には、この原則が、いわば、特別法として優先的に適用され、[海上衝突予防法]第19条[現在の15条]の一般原則はその適用を排除されるという見地に立つものと解し得るであろう。」と説明しているため、同調査官解説に引用されたMarsden、Collisions At Sea8版303頁の記述とMarsden該当部分に引用された諸判例を分析し、同法理に正統性はあるのか、その具体的な適用は、本来の法理の射程内かについて考察した。

瀬田真「南シナ海仲裁裁定の解説と若干の考察」(2016年9月16日開催)

2016年7月の南シナ海仲裁裁定に関して、同裁定の概要が紹介され、同裁定の意義と問題点が指摘された。中国が裁判に欠席する中でも可能な範囲で客観的に審理を行おうとした点の評価、歴史的権限についての判断に対する疑義、九段線が法的に無効とされただけでなく南沙諸島には島が存在しないとされたことによる効果、伝統的漁業権や海洋環境の保護・保全義務といった水域の区分を受けない権利・義務の存在の確認、手続開始後における訴訟物の変更の許容性等についての指摘がなされた。

河村有教「海上保安官の立入検査について」(2016年9月16日開催)

海上保安庁法17条の海上保安官の立入検査権限について考察した。海上保安官が海上における犯罪があると思料した際に任意捜査として船舶に立ち入って検査することはできないのか、船舶に立ち入るには令状が必要になるのかをめぐるとの学説上の諸見解の当否が検討された後、海上保安庁法17条1項の立入検査について新たな解釈が示された。海上保安庁法17条1項は、海上保安官の立入検査権限とあわせて職務質問権限について規定している。すなわち、海上保安官は乗組員及び旅客並びに船舶の所有者若しくは賃借人又は用船者その他海上の安全及び治安の確保を図るため重要と認める事項について知っている者と認められる者に対し、その職務を行うために必要な質問をすることができるとするものである。

新谷一朗「往来の危険の意義について - 海上交通事故の視点から」(2018年10月27日開催の中四国法政学会での研究報告)

往来危険罪の保護法益は「交通の安全」であるが、2つの側面を有する。まず、交通の円滑を阻害することによって、交通機能が持つ社会的効用が害される。次に、往来する人の安全が脅かされることによって、具体的な人の生命身体の安全が害される。海上交通の場面に置き換えると、第1の側面から問題となる「往来の危険」は、「その海域を航行する不特定の他の船舶に対する危険」であり、第2の側面から問題となるそれは、「当該船舶の乗員の生命身体に対する危険」ということになる。それゆえ、自船(他の乗員あり)を他船に衝突させた場合に発生しうる「往来の危険」は、「自船の乗員の生命身体に対する危険」、「他船の乗員の生命身体に対する危険」、および「その海域を航行する不特定の他の船舶に対する危険」の3つであり、いずれかが発生すれば「往来の危険」の存在が肯定されることとなる。以上の分析軸に従って、裁判例の検討も行われた。

甲斐克則「法的観点からみた港湾管理と公安の安全性の確保 - 法体制の現状と課題」(2018年12月10日開催)

港湾管理をめぐる法体制のあり方について、港則法、海上交通安全法、港湾法、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律による管理体制を確認した後に、safetyとsecurityのうち、とくにsecurityの視点から物的安全対策と人的安全対策の両面において日本の現行法下での港湾管理体制が今のままでよいかを検討され、法体制と管理運営体制の再整備の必要性が指摘された。

日山恵美「船舶事故と法人故殺罪」(2019年3月6日開催)

今後の船舶事故についての刑事規制のあり方を検討するために、組織的活動に伴う事故による人の死亡に対する刑事責任を法人に問うための立法(法人故殺法2007)がなされたイギリスの動向が紹介された。イギリスでは、多数の死亡者を出した船舶事故であるヘラルド・オブ・フリー・エンタープライズ号事件やマーショネス号事件において、船舶所有者たる法人にコモン・ロー上の故殺罪を問うことができなかったことを契機に、前記法人故殺法の立法化が進められた。同法では、法人の運営者のgross negligenceを法人のメンズ・レアとする、いわゆる同一視理論によらなければならなかった、コモン・ロー上の故殺罪適用のネックの克服を図るため、法人の組織的なマネージメントの失敗自体が帰責原理とされることとなった。しかし、同法施行後、同法が適用されたのは中小規模の法人(ほとんどが小規模)であり、コモン・ロー上の故殺罪でも適用可能であったであろうものが多いと指摘されている。また、同法では高額な罰金(上限の定めはないものの、量刑ガイドラインがある)を科すことも可能であるが、とりわけ小規模な法人では、十分な資産がない場合や、すでに活動を停止している場合などがあることも指摘されている。船舶事故への同法の適用例はわずか1事例が見受けられるのみで法人も小規模である。同法では、システム的な問題でなければ処罰対象とならないところ、船舶の操船は、多数の変数のある複雑な作業工程であり、画一的な事前のマニュアル化による管理が困難であり、操船者の現場における判断に委ねられる場面が多く、事故原因は運営体制と必ずしも結びつくものではない。また、それゆえにSOLAS条約などにおいて船舶運航の安全のために船長の裁量権が尊重されていることを考慮すると、運航上の過失による事故への同法の適用は難しく、いわば船内環境の不安全による船内事故への適用が実際のものとして考えられるにとどまる可能性が高いのではないかと指摘された。

北川佳世子「走錨事故の防止と法規制」(2019年3月6日開催)

2018年9月に台風により錨泊中のタンカーが走錨して関空連絡橋に衝突した事故をきっかけに、重要インフラの機能確保のための安全対策を講じる必要性が強く認識され、海上

交通安全法 26 条 1 項の告示が新たに行われたので、その海上保安庁告示第 6 号(2019.1.31)の妥当性を検証することとした。事故によって生じる甚大な被害を勘案すると、錨泊場所について法的強制力を伴う措置を実施すべきであるという理解を前提にしても、どの法令を適用すべきであったか - 海上交通安全法 26 条 1 項の本来の守備範囲か、同法 33 条 1 項、35 条(H28 新設の非常災害発生時の措置)との関係如何等の観点から検討を行い、港則法、海交法の適用海域以外の場合は行政指導の限度のままでよいのか、今回のような事案は現行制度の枠組みの中で対処しうる問題か、走錨事故による重要施設への被害を防止するために、(船舶交通が混雑する海域の)船舶交通の安全を図ること、すなわち、円滑な海上交通機能の維持を主目的とする港則法と海上交通安全法の条文で対応することに限界はないか、今回適用された海上交通安全法の目的・保護法益は「船舶交通の安全を図る」ことなので、「重要インフラ関連施設の安全を図る」という視点による再構成(見直し)が必要なのではないかといった論点を検討した。

(2)海上保安庁への業務見学・意見交換会

海上保安庁への視察・意見交換会は以下のとおり実施した。

海上保安大学校教官との研究会「昨今の海上保安庁の刑事・警備業務について」(2016 年 2 月 13 日実施)

海上保安大学校教官から、海上保安庁の刑事・警備業務についての説明を受けた後、今後の業務の円滑かつ的確な遂行のための方策等について意見交換を行った。

第 11 管区海上保安本部、石垣島海上保安部、石垣航空基地への視察(2017 年 2 月 15 日～18 日実施)

近時の領海警備の最先端である海域の視察を行うこととし、沖縄県那覇市に所在する第 11 管区海上保安本部において尖閣諸島の船舶による海上警備の最前線の実情に関する説明を受けた。その後、同県石垣市に所在する石垣海上保安部にて巡視船に搭乗し、同島近辺の警備実施を視察した。石垣航空基地では、海上保安庁が有する航空機の、警備実施および海上犯罪への対処における意義、とりわけその機動力と輸送力の担う役割の大きさについて知見を得た。本視察により、領海警備活動の実情についての理解を深めることができただけでなく、領海、あるいは排他的経済水域をまたいで起こりうる漁業犯罪に関する新たな知見を得、さらに大型クルーズ船の来航に伴う密輸、密航対策の必要性を認識した。

尾道海上保安部、今治海上保安部、来島海峡海上交通センターへの視察(2018 年 2 月 15 日～16 日実施)

米国同時多発テロ以降、SOLAS 条約が改正され、わが国においても国際船舶・港湾保全法が 2004 年 7 月から施行されているが、同法の適用される重要港湾たる尾道系崎港と今治港の実際を視察し、これらを管轄する尾道海上保安部と今治海上保安部において業務説明を受けることでテロ防止との関係における刑事規制の知見を得るとともに、尾道港では国際船舶・港湾保全法の実情を、今治港では埠頭施設を見学し、船舶の大型化、フェリー輸送の増大に対応するための施設強化等重要港湾の警備実施の 1 つの側面についての理解を深めた。また、海上衝突事故の防止の観点からの海上交通センターの役割の重要に鑑み、とくに特殊な交通形態をもつ来島海峡を管轄する来島海峡海上交通センターを視察し、最新の設備機器による衝突の防止のための方策を知ることができた。本視察全体を通して、海上交通犯罪に対する刑事規制のあり方も、それぞれの海域の特殊事情を加味する必要があり、その特殊事情には法律上のルールのみならず、物流を踏まえた船舶の多寡・大小、気象条件等が含まれることを改めて確認することができた。

東京湾海上交通センターへの視察(2018 年 9 月 19 日実施)

東日本大震災をきっかけとした非常災害発生時の迅速な避難移動命令の導入等に係る海上交通安全法の改正により、2018 年 1 月に東京湾における海上交通管制が一元化されたため、横浜第 2 合同庁舎に移転して新たな運用が開始された同センターの業務を視察することとし、海上交通安全法に基づく航行管制業務や、港則法にもとづく信号管制業務について、情報提供業務等について、東京湾海上交通センターの人員体制、船舶の監視機能強化等の業務内容に関する説明を受けた後、管制官のレーダーによる管制業務を見学した。

海上保安庁本庁での海上犯罪取締りに関する意見交換会(2018 年 12 月 10 日実施)

本庁において海上犯罪の取締りに関する意見交換会を実施した。最近の海上犯罪取締りの状況や、海上許雄業務関連法令の改正等に関して説明を受けた後、海上保安業務関連法の法解釈をめぐる諸問題についての討議を行い、実務の視点からの貴重な示唆を得た。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 18 件)

河村有教、犯罪捜査における職務質問の法的根拠について—警察官職務執行法第2条第1項及び海上保安庁法第17条第1項の解釈をめぐって、海保大研究報告法文学系、査読無、63巻2号、2019

河村有教、GPS捜査による権利侵害と強制処分性について—平成29年3月15日最高裁大法廷判決の検討を中心に、海保大研究報告法文学系、査読無、62巻2号、61-81頁、2018

新谷一朗、新たな衝突のおそれ(危険)の法理について、海上保安大学校研究報告法文学系、査読無、62巻1号、91-121頁、2017

河村有教、税関職員が無令状で行った検査等について、関税法上許容される郵便物の輸出入の簡易手続であるとして憲法35条の法意に反しないとされた事例、海保大研究報告法文学系、査読無、62巻1号、2017

瀬田真、Toward the Establishment of Legal Framework against Marine Litter in Northeast Asia, Proceedings of the 11th Meeting of the Port-city Universities League、査読無、234-242頁、2017

河村有教、刑事手続における情報通信技術(ICT)の利用と国際刑事司法共助、海保大研究報告法文学系、査読無、61巻2号、2017

瀬田真、A Murder at Sea isn't Just a Murder: The Expanding Scope of Universal Jurisdiction under the SUA Convention, Maritime Areas: Control and Prevention of Illegal Traffics at Sea、査読無、115-129頁、2016

瀬田真、接続水域で沿岸国ができること・できないこと」国際法学会エキスパート・コメント、査読無、No.2016-13、2016

瀬田真、南シナ海仲裁裁判の漁業活動への影響、海洋産業研究会会報、査読無、47巻3号、10-11頁、2016

瀬田真(訳)、SM・ダウド・ハッサン、持続可能な海洋ガバナンスのための海洋空間計画、比較法学、査読無、50巻1号、51-64頁、2016

甲斐克則、刑法学からみた海賊対処法、海賊対処法の研究、査読無、23-42頁、2016

北川佳世子、刑法における国内犯と国外犯、海賊対処法の研究、43-57頁、2016

日山恵美、刑法における普遍主義、海賊対処法の研究、査読無、59-71頁、2016

瀬田真、エンリカ・レクシー号事件、海賊対処法の研究、査読無、159-160頁、2016

新谷一朗、アジア海賊対策地域協力協定における海賊問題への取組み、海賊対処法の研究、査読無、161-173頁、2016

瀬田真、Expanding the Scope of Universal Jurisdiction through Municipal Law: From Piracy to the Crime of Aggression via Eichmann Trial, Historical Origins of International Criminal Law、査読無、339-366頁、2015

〔学会発表〕(計1件)

・新谷一朗、往来の危険の意義 - 海上交通事故の視点から - 、中四国法政学会、2018年10月27日

〔図書〕(計4件)

瀬田真、三省堂(ISBN:978-4-385-31396-2)、海洋ガバナンスの国際法：普遍的管轄権を手掛かりとして、2016

瀬田真 他、ISBN:978-4-901833-43-1、海底鉱物資源調査・開発関連産業の海外進出に向けて、2018

瀬田真 他、ISBN:978-4-901833-38-7、海洋環境の保全に配慮した海底資源開発に向けて、2018

瀬田真 他、英国国際・比較法研究所(ISBN:978-1-905221-68-4)、Report on the Obligations of States under Article 74(3) and 83(3) of UNCLOS in respect of Undelimited Maritime Areas、2016

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：河村有教

ローマ字氏名：KAWAMURA, arinori

所属研究機関名：海上保安大学校

部局名：国際海洋政策研究センター

職名：准教授

研究者番号(8桁)：30403215

研究分担者氏名：新谷一朗

ローマ字氏名：SHINTANI, ichirou
所属研究機関名：海上保安大学校
部局名：国際海洋政策研究センター
職名：准教授
研究者番号（8桁）：40532677

研究分担者氏名：甲斐克則
ローマ字氏名：KAI, katsunori
所属研究機関名：早稲田大学
部局名：法学学術院
職名：教授
研究者番号（8桁）：80233641

研究分担者氏名：日山恵美
ローマ字氏名：HIYAMA, emi
所属研究機関名：広島大学
部局名：法務研究科
職名：教授
研究者番号（8桁）：80559229

研究分担者氏名：瀬田真
ローマ字氏名：SETA, makoto
所属研究機関名：横浜市立大学
部局名：国際総合科学部
職名：准教授
研究者番号（8桁）：90707548